

2. 特定非営利活動促進法の概要

(1) 特定非営利活動促進法の成立と現在までの経過

阪神・淡路大震災

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災による被災者支援に数多くの市民ボランティアが携わり、食糧・物資の配給や避難所の運営などに大きな力を発揮し、NPOの重要性を強く認識させ、後にこの年は「ボランティア元年」と呼ばれるようになりました。

これより前にも、地域における福祉やまちづくりなど様々な地域の課題解決に向け、市民団体などによる自主的・自発的な取組も広がりを見せ始めていました。

任意団体での活動の不都合の解消

当時、これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動していたため、銀行で口座を開いたり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を団体の名で行うことができないなど、様々な不都合が生じていました。

市民団体、政党等からの百貨騒乱の議論と法案

これらの不都合を解消し、併せて欧米各国に比較して遅れていたNPO活動の社会的認知と促進を図ろうと、さまざまな団体、政党が法案を提案していききました、全国各地で法案作成のための公聴会も開かれさまざまな議論が交わされました。

議員立法で制定

最終的には、それまでの議論の経過を踏まえ、国会全会派の協議で最終法案がまとめられることになりました。

そして、これらの団体が法人格を取得する道を開いて、任意団体が持つ不都合を解消し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、平成10年3月に「特定非営利活動促進法」（以下「NPO法」という。）が制定、同年12月1日から施行されました。

市民が育てるための法人情報公開

「特定非営利活動法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである。」との考えがとられている点が、NPO法の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくこととなります。

法改正の経過

NPO法は、平成10年12月1日の施行後、平成15年5月、平成24年4月の改正NPO法の施行を経て、平成28年6月（平成29年4月施行。但し一部を除く）に改正されました。

具体的には、

- (1) 認証申請時の添付書類の縦覧期間（2ヶ月を1ヶ月に）の短縮
- (2) 「資産総額」の登記から貸借対照表の公告への変更とその方法
- (3) 事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間の延長（3ヵ年分から5ヵ年分へ）
- (4) 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出の一本化等
- (5) 「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更などの改正です。（平成29年4月1日施行。但し、(2)を除く）

一方で、平成20年には、さらに簡便な手続で非営利団体の法人格を取得できる制度として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が制定されています。

時代と共に特定非営利活動法人を取り巻く環境は大きく変化していますが、特定非営利活動法人制度は、国民の多様化したニーズに効果的かつ機動的に応え、個々人の自己実現の意欲を生かすことができる仕組みとして、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されています。

【特定非営利活動促進法(これまでの経緯)】

| | |
|----------------------------------|--|
| H7(1995)年1月17日 | 阪神・淡路大震災発生 |
| H8(1996)年12月 | 「市民活動促進法案」第139回国会提出(議員立法)以後、継続審議 |
| H10(1998)年3月19日 (H10年12月1日施行) | 衆議院にて「特定非営利活動促進法」(以下、NPO法)が可決成立(同年12月1日施行) |
| H13(2001)年10月1日 | <u>認定特定非営利活動法人制度(以下、認定NPO法人制度)の創設(平成13年度税制改正)</u> <u>租税特別措置法(国税庁の認定)</u> |
| H14(2002)年12月11日 (H15年5月1日施行) | 改正NPO法の成立(翌H15(2003)年5月1日施行) ・特定非営利活動の種類を追加、暴力団を排除するための措置の強化等 |
| H15(2003)年4月1日 | 認定NPO法人制度の大幅拡充(平成15年度税制改正) |
| H16(2004)年12月24日 | 「今後の行政改革の方針」(新行革大綱)を閣議決定 ・公益法人制度改革における基本的枠組みを具体化 |
| H17(2005)年4月1日 | 認定NPO法人制度の認定要件緩和(平成17年度税制改正) |
| H18(2006)年4月1日 | 認定NPO法人制度の認定要件の大幅緩和(平成18年度税制改正) |
| 5月26日 | 公益法人制度改革関連3法案成立 |
| H20(2008)年4月30日 | 認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成20年度税制改正) |
| H23(2011)年6月15日 (H24年4月1日施行) | <u>改正NPO法の成立(H24(2012)年4月1日施行)</u> ・収支計算書→活動計算書方式へ(複式簿記、発生主義) ・活動種類の増加「観光」「農山漁村」「条例指定団体」 ・みなし総会決議の導入 ・解散公告の簡素化(公告3回→1回) ・設立未登記法人の認証取消し ・[認定制度]国税庁認定からNPO法へ位置付けし都道府県認定へ ・[認定制度]仮認定制度の導入等 |
| H23(2011)年6月30日 | 認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成23年度税制改正) |
| H28(2016)年6月1日 (H29年4月1日施行※) | 改正NPO法の成立(H29年4月1日施行。但し「資産の公告」を除く) ・縦覧期間の短縮(2ヶ月を1ヶ月に) ・資産総額の登記→毎年度決算の貸借対照表の「公告」へ(※この項のみ、施行日が公布日(平成28年6月7日)から2年6ヶ月以内に別に定められます) ・[認定制度]「仮」認定→「特例」認定へ名称変更 ・事業報告等の備置き=公開期間の延長(3年→5年) |

(2) NPO法の特徴

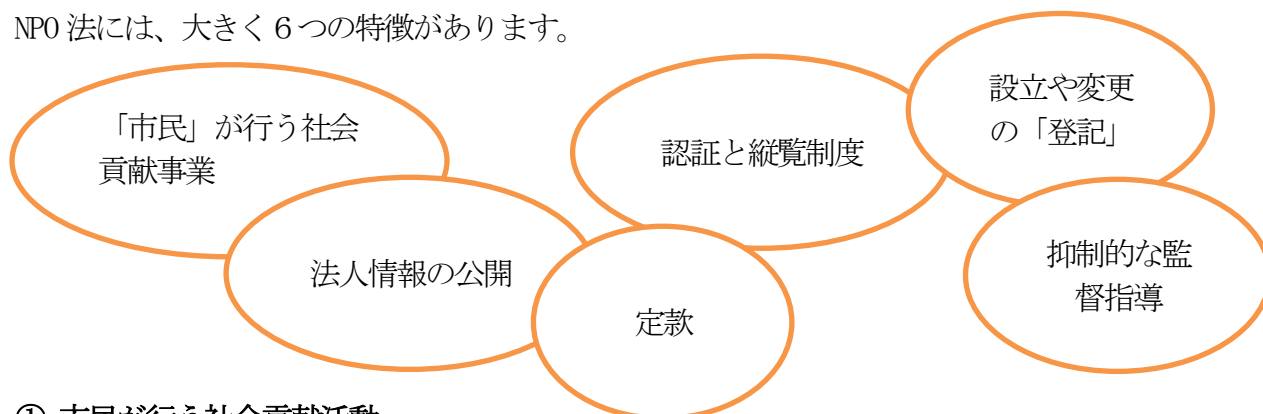
「市民」の自由な活動の促進

NPO 法第1条に、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的」とすると定めています。

この法律では、NPO 法人の活動促進は市民＝公民がなすべきもので、市民が育て市民が監督するという基本姿勢で作られており、行政の許認可とは異なります。

6つの特徴

NPO 法には、大きく6つの特徴があります。



① 市民が行う社会貢献活動

NPO 法第1条にあるように、日本の法律上初めて「市民」の自由な社会貢献活動」と「市民」という言葉（ここでは、市民、町民、村民という区分ではなく CITIZEN＝公民という総称の意味です）が使われています。

② 認証と縦覧制度

設立や定款変更（一部を除く）では所轄庁から「認証」を受けなければなりません、その申請書類は広く「市民」に公開（＝「縦覧」制度）されることとなります。

③ 登記ではじまり、登記で終わる

設立の認証を受けたからといって法人が成立するわけではなく、法人として登記をすることによって始めて法人格を持つこととなります（NPO 法第7条、第13条）。

また、法人を解散～清算する場合も、最終的に解散登記～清算終了登記をすることで登記から削除されることとなります。

④ 法人情報の公開

法人にも所轄庁にも法人に関する情報を備え置き、情報公開する義務（NPO 法第28条、第30条）があります。

所轄庁である佐賀県では、県庁新館 1F に「げんき広場」で全法人の情報を公開＝「供覧」しています。また、県庁ホームページでも同様に公開しています。

⑤ 定款＝必要的記載事項以外は自由に定められる

NPO 法人の活動、運営の根拠となるのは、NPO 法と自分たちの法人の定款です。この定款は、設立時に定めませんが、法律で必ず定めなければならない事項以外は、その団体によって自由に定めることができます。

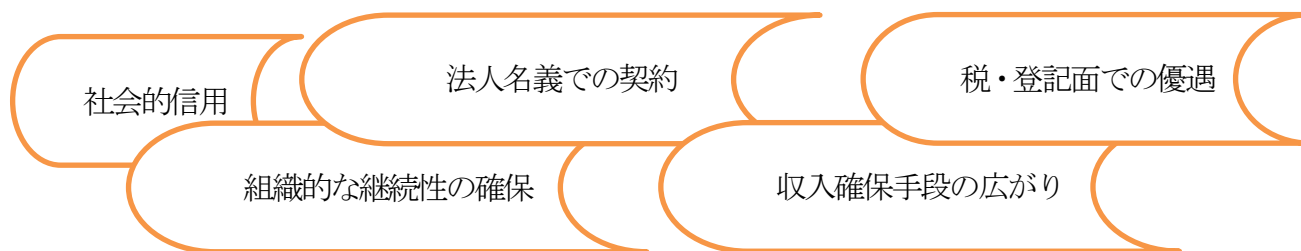
⑥ 監督指導権限は抑制的

繰り返しますが「市民活動は、市民が監督し育てる」が NPO 法の本質です。このため、市民や社員の声に耳を傾け団体自治によって自律的に是正を行うことがまず期待され、行政権力の介入は極めて抑制的になっています。（NPO 法第41～43条、第77～80条）

とはいえ、「改善命令」や「認証取消し処分」も行う場合があります。

(3) 法人格取得の効果と法人の義務

NPO 法人になることによって、以下の効果があります。



①社会的信用が増大します

やはり、任意団体としてのNPOとNPO法人とでは、社会的な評価・信用度に差があります。しかし、あなたの法人の個別の信用や評価は、その活動や事業、正確な事務処理等によってこれから作られていくことを忘れないでください。

②事業や活動の組織的継続性が担保されます

役員会（理事会）や社員総会を開催することが義務付けられ、最高2年任期の複数役員選出もしなければなりません。任意団体にありがちな中心メンバーの一人の肩にすべてがかかるという運営ではうまくいかず、社員や役員が役割分担していくことで、組織運営が回ることとなります。

③法人名義での手続・契約（口座開設、電話、事業受託）が可能になります

任意団体では、法人名義での口座開設、電話開設はできず、団体代表者の個人名義でするしかありませんでした。NPO法人になると、法人名義でさまざまな契約ができることとなります。

④収入確保の手段が拡大します

寄附金を募ることや、NPO法人等の法人格を有する団体限定の助成金も申請可能となります。

⑤税制面、登記面での優遇措置があります。

会費や寄附金は法人収入で非課税扱いになります。

登記の登録免許税は免除です。（但し、不動産の所有部門の登記は通常通り課税です）

一方、事業の中で「収益事業」には法人税が課税されます。

収益事業を行っていないNPO法人には、法人税均等割の免除や減免措置があります。

しかし、同時に、NPO法人になると、後述するような法人としての多くの義務（NPO法での報告・届出・申請、税申告、登記）が、そしてそのための事務量が発生します。

決められた義務を怠ると、ペナルティが科せられ、最終的には「認証取消し」になることもあります。

逆に、これらの義務のための事務量に押しつぶされて、活動や事業自身が阻害されるようであれば、何のために法人格を取得したのかということになります。

これらのことは、法人設立までに、よく考えておくべき事柄です。

(4) 所轄庁と権限移譲市町

所轄庁とは、NPO法人に係る各種の事務を担当し、NPO法に規定された監督権限を持つ行政機関をいいます。NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県知事で、担当課は佐賀県庁の県民協働課です。

また、佐賀県では、その権限を移譲している市町があり、その場合は、担当窓口が権限移譲市町となります。